

【資料】用語の意義

住民	村の地域に住所を有する者、他村町村から村の地域に通学・通勤する者及び災害時に村の地域に滞在する者等も含める。
要配慮者	災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保等の防災活動を、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることの多い高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、傷病者、外国人等をいう。
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び村の区域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者などをいう。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指定公共機関	日本電信電話株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指定地方公共機関	都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
公共的団体	村の区域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協等の経済団体、医師会等の団体をいう。
防災上重要な施設の管理者	村内の民間の病院、学校、福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
自衛隊	陸上、海上、航空自衛隊をいう。
ライフライン	上水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
避難場所	災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所。
指定緊急避難場所	災害対策基本法施行令で定める安全性の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として村長が指定したもの。
避難所	公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。
指定避難所	災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として村長が指定したもの。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。